

和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、和歌山県精神医学ソーシャルワーカー協会と称する。

(事務所)

第2条 本協会の事務所は、医療法人宮本病院地域活動支援センター櫻内に置く。

(目的)

第3条 本協会は、和歌山県内の行政機関・病院・事業所等に勤務する精神医学ソーシャルワーカーが専門職としての水準の向上と社会的地位の確立を目指し、本県における精神医学ソーシャルワークの発展に寄与するとともに、障害者の全面的な社会参加のために尽力することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成する為に、次の事業を行う。

- (1) 精神医学に関する定期的な研究会
- (2) 社会福祉学・社会学に関する定期的な研究会
- (3) 機関紙その他の刊行物の発刊
- (4) 調査事業
- (5) 県民を対象とした啓発事業
- (6) 総会の開催
- (7) その他本協会の目的を達成する為に必要な事業

第2章 会員等

(資格)

第5条 本協会の会員は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 精神保健福祉士の資格を有する者。
- (2) 現在、行政機関・医療機関・事業所等において専ら利用者、家族等の精神保健福祉に関する相談援助業務に従事している者。
- (3) 前号に該当する者以外であって、2008年度までに本協会の会員であった者。

2 会員が職を辞した場合、理事会の協議により会員資格を継続して認める。

(権限)

第6条 会員は、次の権限を有する。

- (1) 会員は、総会に出席しなければならない。
- (2) 会員は、役員の選挙権・被選挙権をもつ。
- (3) 会員は、本協会の行う委員会や研究会等の構成員となることができる。

(入会及び会費)

第7条 会員の入会は、理事会の承認により決定する。入会を希望する者は、所定の用紙に必要事項を記入し、入会金500円、年会費300円を添えて理事会に申し込むものとする。

2 2カ年度にわたり会費納入がなかった者は、次年度以降の機関紙等送付物の発送を停止する。なお、事務局は会費の納入が確認できた場合、すみやかに停止分の機関紙を送付することとする。

(退会)

第8条 3カ年度にわたり会費を納入しない者、及び会員として不適格な行動のあった者は、理事会の議決により退会させることができる。なお、理事会は退会を議決した旨を次回総会で承

認を受けなければならない。

第3章 役員

(役員)

第9条 本協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 若干名

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。

(選任等)

第10条 理事及び監事は、構成員の中から総会において選任する。

2 理事は互選により、会長、副会長を選任する。

(職務)

第11条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、総会の議決に基づき、本協会の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 財産及び会計の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を会長に対し、請求することができる。

(任期)

第12条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならぬ

(顧問及び相談役)

第13条 本協会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、専門的な事項に関して必要な助言をすることを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が構成員以外の者の中から委嘱する。

3 相談役は、会長の求めに応じて本協会の運営に関して必要な助言を行うことを職務とし、総会の議決に基づいて、会長が委嘱する。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会は、構成員をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、本協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第16条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 構成員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第11条第4項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席構成員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、構成員の過半数の出席（委任状を含む）がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 総会の議事は、その定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条 理事会は、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 理事会は、原則毎月1回開催する。なお、理事会の招集は会長及び副会長が招集することとする。

第6章 部会等

(部会等)

第24条 本協会は、第4条に基づく事業を遂行するために次の部会等を設置する。

(1) 研修部会

(2) 企画運営部会

(3) 調査・研究部会

(4) その他必要に応じ理事会で承認された委員会

第7章 会計

(経費)

第25条 本協会の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(予算及び決算)

第26条 本協会の予算は理事会の議決を経て、総会の承認を得てこれを決定する。理事会は、毎会計年度終了後決算報告を作成し、監査を経、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第27条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第28条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長、事務局次長及び事務局員を置くことができる。

- 3 事務局長、事務局次長は、会長が任免する。
- 4 事務局員は、事務局長が任免する。

第9章 規約の改正及び解散

(規約の改正及び解散)

第29条 本規約を改正する、または本協会を解散することについての議決は、会員の3分の1以上の提案または理事会より提案され、総会出席全員の3分の2以上の同意によって決定される。

第10章 補則

(規則など)

第30条 本規約に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。なお、定めた事項については、速やかに会員に対し報告することとする。

付則

1. この規約は1991年5月18日より施行する。
2. 本協会の発足までの職務遂行は、結成準備会が行う。結成準備会は、発足と同時に解散する。

付則

1. この規約は1993年6月5日より施行する。

付則

1. この規約は1997年6月7日より施行する。

付則

1. この規約は1999年6月13日より施行する。

付則

1. この規約は2000年9月30日より施行する。

付則

1. この規約は2004年6月12日より施行する。

付則

1. この規約は2006年6月17日より施行する。

付則

1. この規約は2009年4月1日より施行する。

付則

1. この規約は2010年5月9日より施行する。

付則

1. この規約は2012年5月27日より施行する。

付則

1. この規約は2013年6月9日より施行する。